

# 平成一八年度高等教育行政の展望

## 一 高等教育改革の現状と将来像

我が国の高等教育に関しては、国立大学の法人化、法科大学院等の専門職大学院制度の創設、設置認可の弾力化と第三者評価制度の導入などの諸改革が相次いで実現されてきており、各般のシステム改革の段階から各機関が新たなシステムの下で教育・研究活動の活性化の成果を具体的に競い合う段階へと移行する最中にある。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会では、平成一三年四月に行われた文部科学大臣の諮問を受け、中長期的に想定される我が国の高等教育の将来像と、その内容の実

現に向けて取り組むべき施策を検討し、平成一七年一月二八日に答申を取りまとめた。

### 【基本的考え方】

二一世紀は「知識基盤社会」の時代といわれており、高等教育は、個人の人格の形成の上でも社会・経済・文化の発展・振興や国家戦略の上でも極めて重要である。国際競争が激化する今後の社会では、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。

特に、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と科学技術の振興は今後の発展のための両輪として不可欠なものであり、この両者に占める高等教育の重要性にかんがみれば、高等教育の危機は社会の危機でもある。国は、高等教育の経済的基盤の充実に努めるなど、将来にわたって高等教育につき責任を負うべきである。

国の今後の役割は、高等教育の在るべき姿や方向性等の提示等が中心となり、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行することになる。

### 【将来像の主な内容】

#### ①高等教育の量的変化の動向

一八歳人口が減少を続ける中、大学・短期大学の収容力（入学者数・志願者数）は平成一九年には一〇〇％に達するものと予測される。様々な変化を背景に、全体規模の面のみならずれば、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるといふユニバーサル段階の高等教育は既に

実現しつつある。今後は、分野や水準の面においても、誰もがいつでも自らの選択で学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち、学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。

また、経営状況の悪化した機関への対応策の検討が必要である。

#### ②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する必要がある。大学は、世界的研究・教育拠点や総合的教養教育など大学の有する各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方により、緩やかに機能別に分化していくと考えられる。

#### ③高等教育の質の保証

学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の

質の保証が重要な課題である。自己点検・評価等の個々の高等教育機関の自主的努力に加え、国の責務として、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することが重要である。また、評価結果等に関する情報の積極的な開示と活用が必要である。

④各高等教育機関の在り方

教育の充実のため、今後は、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理が必要である。特に、学士課程は、「教養教育」や「専門基礎教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、更に充実した教育を展開することが求められる。また、課程制大学院の趣旨を踏まえ、課程の目的を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化を図る必要がある。

⑤高等教育の発展を目指した社会の役割

層の厚い高等教育は社会の発展の基盤として不可欠であり、高等教育への公財政支出の拡充と民間投資の積極的導入に努める必要がある。公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう、最大限の努力が必要で、国民（＝納税者）の理

解を得られるよう説明責任を果たすことが求められる。今後の財政支援は、競争的環境の中で各高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、多元的できめ細やかなフアンディング・システムが構築されることが必要である。

【将来像に向けて取り組むべき施策】

将来像の主要な柱に沿って、その内容を実現するために必要と考えられる「早急に取り組むべき重点施策（一二の提言）」等を提言している。

これを受けて、平成一七年七月には、助教・助手に関する制度の見直しや短期大学卒業生への学位授与などの内容について、学校教育法の一部改正を行った。また、高等専門学校における単位の計算方法の改善についても関係法令の改正を行った。さらに、一定の基準を満たした専門学校の卒業者に大学院入学資格を認めるよう、制度改正を行った。

文部科学省としては、本答申を踏まえ、今後とも積極的に高等教育改革を推進していきたい。